

議案第2号

成田市行政手続条例の一部を改正するについて

成田市行政手続条例（平成9年条例第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月20日提出

成田市長 小 泉 一 成

## 成田市行政手続条例の一部を改正する条例

成田市行政手続条例（平成9年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号及び第4条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第13条第1項中「の名あて人」を「の名宛人」に改め、同項第1号イ中「名あて人」を「名宛人」に、「はく奪する」を「剥奪する」に改め、同条第2項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第14条第1項及び第2項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を成田市公告式条例（昭和29年条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を成田市公告式条例（昭和29年条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を当該行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第25条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。ただし、第2条第4号、第4条、第13条、第14条及び第15条第1項の改正規定、同条第3項の改正規定（「名あて人」を「名宛人」に改める部分に限る。）、第22条第3項の改正規定（「名あて人」を「名宛人」に改める部分に限る。）並びに第25条及び第28条の改正規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。



議案第 3 号

一般職職員の給与に関する条例の一部を改正するについて

一般職職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 20 日提出

成田市長 小 泉 一 成

## 一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職職員の給与に関する条例（昭和29年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「ため自転車」を「ため自動車」に、「自転車等」を「自動車等」に改め、同項第3号中「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第2項第1号中「自転車等」を「自動車等及び自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）」に改め、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「67,900円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号ア及びイを削り、同項第3号中「自転車等」を「自動車等」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1カ月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3及び別表第4 削除

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
（成田市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）
- 2 成田市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第14号）の一部を次のように改正する。  
第6条第2号中「ため自転車」を「ため自動車」に、「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第3号中「自転車等」を「自動車等」に改める。

議案第4号

成田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するについて

成田市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年条例第5号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月20日提出

成田市長 小 泉 一 成

## 成田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

成田市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

### (7) 災害応急対策等派遣手当

第3条第7項中「場合」の次に「（次項に掲げる場合を除く。）」を加え、同項第1号中「作業」の次に「（以下「巡回調査等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

8 災害応急対策等派遣手当は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。

- (1) 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した場合において、消防組織法（昭和22年法律第226号）第43条の規定による指示に基づき、又は同法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として派遣（これらと同等であると市長が認める派遣を含む。）をされ、当該災害が発生した箇所又はその周辺において消防の応援の業務に従事したとき。
- (2) 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害（その程度が前号の派遣が行われるものと同等であると市長が認めるものに限る。）が発生した場合において、国、他の地方公共団体等の要請に基づき派遣され、本市の区域外において巡回調査等に従事したとき。

別表中危険な業務に従事する職員の特殊勤務手当の項災害作業手当の目の次に次のように加える。

災害応急対策等派遣 手当	下記以外の場合	日額 840円
	大規模な災害として市長が認める災害に係る作業に従事した場合	日額 1,080円
	大規模な災害として市長が認める災害において市長が著しく危険であると認める区域で行われた作業に従事した場合	日額 2,160円

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第5号

成田市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例  
を制定するについて

成田市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次  
のように制定する。

令和8年2月20日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(成田市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 成田市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和54年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「在勤所」の次に「(常時勤務する在勤所のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)」を加え、同項第3号中「配偶者」の次に「(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の任命権者が別に定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であって、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の任命権者が別に定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。)を締結したものをいう。

第3条第5項中「その出発前に」を削り、「を変更(取消しを含む。以下同じ。)され」を「の変更(取消しを含む。以下同じ。)を受け」に、「において」を「その他任命権者が別に定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なった」を「なる金額又は支出を要する」に改め、同条に次の1項を加える。

6 第1項、第2項及び前2項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者又はその委任を受けて旅行命令等を発する権限を有する者(以下「」及び「」という。))」を削り、同条第3項中「を変更する必要」を「の変更をする必要」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項本文中「これを変更する」を「その変更をする」に、「事項を記載し、これ」を「事項の記載又は記録をし、当該事項」に、「提示して行わなければ」を「通知してしなければ」に改め、同項ただし書中「記載し、これを提示する」を「記載又は記録をする」に、「口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる」を「この限りでない」に改め、同条第5項中「口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した」を「旅行命令票等に記載又は記録をしなかった」に、「を記載し、こ

れを当該旅行者に提示しなければ」を「の記載又は記録をしなければ」に改める。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に改める。

第6条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条第1項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、これらの内容については、第12条から第18条までの規定の定めるところによる」に改め、同条第2項から第8項までを削る。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(旅費の計算)」を付し、同条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとしてこの条例に定める種目及び内容に基づき」を加え、「旅費により」を「旅費によって」に改め、同条ただし書中「よって旅行し」を「より旅行し」に改める。

第8条から第10条までを次のように改める。

第8条から第10条まで 削除

第11条第1項中「者は、旅行命令票等を旅費支出票起票担当課長に提出して、旅費支出票により決裁を得て、これを会計管理者」を「もの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出又は支払をする者（以下「支出命令者等」という。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

第11条第2項中「当該旅行に」を「、当該旅行に」に改め、同条第3項中「会計管理者」を「支出命令者等」に改める。

第12条から第14条までを次のように改める。

(鉄道賃)

第12条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他任命権者が別に定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃

に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金(市長等に限る。)
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用  
(船賃)

第13条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他任命権者が別に定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金(市長等に限る。)
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用  
(航空賃)

第14条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他任命権者が別に定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、公務のため特に必要とするものにあつては、この限りでない。

第15条の見出しを「(その他の交通費)」に改め、同条第1項を次のように改める。

その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費

用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、旅行の実費を支弁することができない場合には、1キロメートルにつき37円の定額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前各号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第15条第2項中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条第3項中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同項ただし書を削り、同条第5項中「車賃」を「その他の交通費」に改める。

第16条から第18条までを次のように改める。

(宿泊費)

第16条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表の宿泊費基準額を超えない範囲内の実費の額により支給する。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として任命権者が認める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第17条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第12条から第15条までの規定による交通費(鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費をいう。)の額及び当該宿泊に係る宿泊費の合計額とする。

(宿泊手当)

第18条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、一夜当たり2,400円を上限とする範囲内で任命権者が別に定める定額による。

第20条第1項中「7日以上」を「長期間」に、「日当及び宿泊料は、第16条及び第17条の規定により計算した額の10分の8以内で任命権者の定める額を支給する」を「旅費の額は、この条例に規定する範囲内において任命権者が別に定める」に改める。

第23条中「種類」を「種目」に改める。

第23条の2第2項中「第21条」を「第12条」に、「5級」を「6級」に改める。

第24条第1項中「任命権者は、」の次に「旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他」を加える。

第25条を第26条とし、第24条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第25条 任命権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

別表を次のように改める。

別表

区分	種目	宿泊費基準額 (1夜につき)
市長等		14,000円
	7級以上の職務にある者及び給与条例第3条第1項第2号に規定する医療職給料表の適用を受ける者	13,000円
	6級以下の職務にある者	12,000円

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第2条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成15年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第7条中「種類」を「種目」に改める。

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「招集に応じ、若しくは委員会に出席するため旅行したとき又は」を削る。

別表を次のように改める。

別表

鉄道賃	船賃	航空賃	その他の交通費	宿泊費 (1夜につき)	宿泊手当 (1夜につき)
成田市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和54年条例第4号)の規定の市長等の例による				14,000円 の範囲内の実費 の額	2,400円 の範囲内で市長が 別に定める額

額		
---	--	--

(非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2

鉄道賃	船賃	航空賃	その他の交通費	宿泊費 (1夜につき)	宿泊手当 (1夜につき)
成田市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和54年条例第4号）の規定の市長等以外の職員の例による額				13,000円 の範囲内の実費の額	2,400円 の範囲内で市長が別に定める額

(証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第5条 証人等の実費弁償に関する条例（昭和31年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「旅費」の次に「及び日当」を加える。

別表を次のように改める。

別表

鉄道賃	航空賃	その他の交通費	日当 (1日につき)	宿泊費 (1夜につき)
成田市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和54年条例第4号）の規定の市長等以外の職員の例による額			7,700円	13,000円 の範囲内の実費の額

(成田市消防団条例の一部改正)

第6条 成田市消防団条例（昭和29年条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3

種目 区分	鉄道賃	船賃	航空賃	その他の交通費	宿泊費 (1夜につき)	宿泊手当 (1夜につき)
団長及び副団長	成田市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和54年条例第4号）の規定の市長等以外の職員の例による額				13,000円 の範囲内の実費の額	2,400円 の範囲内で市長が別に定める額

分団長及び副分団長	成田市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の規定の市長等以外の職員の例による額	13,000円 の範囲内の 実費の額	2,400円 の範囲内で市 長が別に定め る額
部長、班長及び団員	成田市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の規定の市長等以外の職員の例による額	12,000円 の範囲内の 実費の額	2,400円 の範囲内で市 長が別に定め る額

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の成田市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定、第4条の規定による改正後の非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の証人等の実費弁償に関する条例の規定及び第6条の規定による改正後の成田市消防団条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 前項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

議案第6号

成田市ゼロカーボンシティ推進基金の設置，管理及び処分に関する条例  
を制定するについて

成田市ゼロカーボンシティ推進基金の設置，管理及び処分に関する条例を次  
のように制定する。

令和8年2月20日提出

成田市長 小 泉 一 成

## 成田市ゼロカーボンシティ推進基金の設置、管理及び処分に関する条例

### (設置)

第1条 2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティの実現に寄与するため、成田市ゼロカーボンシティ推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 前条に規定する目的のための寄附金は、基金として積み立てるものとする。

2 前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、予算で定める額を基金に積み立てることができる。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 基金は、設置の目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第7号

成田市手数料条例の一部を改正するについて

成田市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月20日提出

成田市長 小 泉 一 成

## 成田市手数料条例の一部を改正する条例

成田市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第9中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同表手数料の種類欄中「容積率」を「マンションの容積率又は各部分の高さ」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 8 号

成田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正するについて

成田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和  
7年条例第9号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月20日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

成田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和  
7年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第17条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並  
びに」を「その他の」に改める。

第21条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成  
24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定め  
る利用定員をいう。）」を加える。

第27条後段を削る。

第28条中「及びその」の次に「乳児等通園支援事業所の」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第9号

成田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定  
するについて

成田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のよう  
に制定する。

令和8年2月20日提出

成田市長 小 泉 一 成

# 成田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準
  - 第1節 利用定員に関する基準（第4条）
  - 第2節 運営に関する基準（第5条―第33条）
- 第3章 雑則（第34条）
- 附則

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定により、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

### （用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定乳児等通園支援事業 特定乳児等通園支援を行う事業をいう。
- (2) 特定乳児等通園支援 法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。
- (3) 特定乳児等通園支援事業者 法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。
- (4) 支給対象小学校就学前子ども 法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。
- (5) 特定教育・保育施設等 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- (6) 地域子ども・子育て支援事業 法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。
- (7) 乳児等支援給付認定子ども 法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。
- (8) 乳児等支援給付認定保護者 法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。
- (9) 法定代理受領 法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。

(一般原則)

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(面談)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わな

なければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続

的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前各項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければな

らない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定により保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

（情報の提供等）

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはなら

ない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）、地域型保育事業者（同条第5項に規定する地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（同条第11項に規定する乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情への対応)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との交流)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故の発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
  - (3) 事故の発生の防止のための会議を開催し、及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際してとった処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
  - (2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
  - (3) 第19条の規定による市への通知に係る記録
  - (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び当該事故に際してとった処置についての記録

### 第3章 雑則

#### (電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、規則で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等の交付又は提出をしたものとみなす。
- 3 前項の規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、同項中「の交付又は提出に」とあるのは「による同意に」と、「記載すべき事項」とあるのは「よる同意」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「の交付又は提出をした」とあるのは「による同意を得た」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



議案第10号

成田市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正するにつ  
いて

成田市重度心身障害者の医療費助成に関する条例（昭和49年条例第5号）  
の一部を次のように改正する。

令和8年2月20日提出

成田市長 小 泉 一 成

## 成田市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

成田市重度心身障害者の医療費助成に関する条例（昭和49年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「おいて」の次に「受給者であることの確認及び」を加え、「上，受給券を提示した」を削る。

### 附 則

この条例は、令和8年3月23日から施行する。

議案第 1 1 号

成田市国民健康保険税条例の一部を改正するについて

成田市国民健康保険税条例（昭和 3 4 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

成田市長 小 泉 一 成

## 成田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

成田市国民健康保険税条例（昭和34年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「，」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が同条第37項に規定する地方税法施行令（昭和25年政令第245号）で定める金額を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、当該金額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「100分の6.81」を「100分の7.01」に改める。

第4条中「22,100円」を「23,200円」に改める。

第5条第1号中「19,100円」を「20,000円」に改め、同条第2号中「9,550円」を「10,000円」に改め、同条第3号中「14,325円」を「15,000円」に改める。

第6条中「100分の2.13」を「100分の2.3」に改める。

第7条中「8,700円」を「9,600円」に改める。

第8条中「100分の1.77」を「100分の1.83」に改める。

第9条中「15,700円」を「16,400円」に改め、同条の次に次の3条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.24を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,700円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

第14条第1項中「(昭和25年政令第245号)」を削る。

第21条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第1号ア中「15,470円」を「16,240円」に改め、同号イ(ア)中「13,370円」を「14,000円」に改め、同号イ(イ)中「6,685円」を「7,000円」に改め、同号イ(ウ)中「10,028円」を「10,500円」に改め、同号ウ中「6,090円」を「6,720円」に改め、同号エ中「10,990円」を「11,480円」に改め、同項第2号ア中「11,050円」を「11,600円」に改め、同号イ(ア)中「9,550円」を「10,000円」に改め、同号イ(イ)中「4,775円」を「5,000円」に改め、同号イ(ウ)中「7,163円」を「7,500円」に改め、同号ウ中「4,350円」を「4,800円」に改め、同号エ中「7,850円」を「8,200円」に改め、同項第3号ア中「4,420円」を「4,640円」に改め、同号イ(ア)中「3,820円」を「4,000円」に改め、同号イ(イ)中「1,910円」を「2,000円」に改め、同号イ(ウ)中「2,865円」を「3,000円」に改め、同号ウ中「1,740円」を「1,920円」に改め、同号エ中「3,140円」

を「3, 280円」に改め、同条第2項第1号ア中「3, 315円」を「3, 480円」に改め、同号イ中「5, 525円」を「5, 800円」に改め、同号ウ中「8, 840円」を「9, 280円」に改め、同号エ中「11, 050円」を「11, 600円」に改め、同項第2号ア中「1, 305円」を「1, 440円」に改め、同号イ中「2, 175円」を「2, 400円」に改め、同号ウ中「3, 480円」を「3, 840円」に改め、同号エ中「4, 350円」を「4, 800円」に改める。

附則第6項、第7項及び第9項から第12項までの規定中「第8条」の次に「, 第9条の2」を加える。

附則第13項及び第14項中「, 第8条」の次に「, 第9条の2」を加える。

附則第15項及び第16項中「第8条」の次に「, 第9条の2」を加える。

附則第17項中「及び第3項」を「, 第3項及び第5項」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 改正後の成田市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第12号

成田市介護保険条例の一部を改正するについて

成田市介護保険条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月20日提出

成田市長 小 泉 一 成

## 成田市介護保険条例の一部を改正する条例

成田市介護保険条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第9条第1項中「合計所得金額に」の次に「給与所得（」を加え、「給与所得又は」を「給与所得をいう。以下同じ。）又は」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第10条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1千円以上65万1千円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額をいう。ただし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定」とあるのは、「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1千円以上161万9千円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額をいう。ただし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第

- 1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定」とあるのは、「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除」とする。
- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額をいう。ただし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定」とあるのは、「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除」とする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



議案第13号

成田市余熱利用施設の設置及び管理に関する条例を制定するについて

成田市余熱利用施設の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

令和8年2月20日提出

成田市長 小 泉 一 成

## 成田市余熱利用施設の設置及び管理に関する条例

### (設置)

第1条 本市は、成田富里いずみ清掃工場から発生する熱エネルギーを有効に利用し、市民のスポーツ活動等を通じた健康増進及び地域社会における福祉の増進を図るため、成田市余熱利用施設（以下「余熱利用施設」という。）を成田市小泉161番地に設置する。

### (施設の構成)

第2条 余熱利用施設の施設の構成は、温水プール、温浴施設、トレーニング室、多目的室、遊具広場、多目的広場、談話室及び休憩広間その他の便益施設とする。

### (事業)

第3条 余熱利用施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民のスポーツ活動及び温浴施設の利用を通じた健康増進並びに市民の地域活動の支援及び地域コミュニティの醸成のための施設の提供に関すること。
- (2) 市民の健康増進のための事業の実施に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、余熱利用施設の設置の目的を達成するために必要な事業

### (指定管理者による管理)

第4条 余熱利用施設の管理は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる。

### (管理業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 余熱利用施設の使用の許可、使用の許可の取消し及び使用の停止に関する業務
- (2) 余熱利用施設の利用料金（法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）の決定、收受、減免及び返還に関する業務
- (3) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (4) 余熱利用施設の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

### (開館時間)

第6条 余熱利用施設の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 余熱利用施設の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
  - (2) 木曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日）
- 2 市長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。
- 3 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(使用の許可)

第8条 余熱利用施設を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の許可をする場合は、条件を付することができる。

(使用の許可の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、余熱利用施設の管理運営上支障が生じるおそれがあるとき。

(目的外使用及び権利の譲渡等の禁止)

第10条 第8条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、余熱利用施設を当該許可の目的外に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(使用の許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、余熱利用施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を停止することができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が第8条第2項の規定により付された許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用者が虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 第9条各号のいずれかに該当するとき。

(利用料金)

第12条 使用者は、指定管理者に対し、その使用に係る利用料金を支払わなければならない。

- 2 余熱利用施設の利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管

理者が市長の承認を得て定めるものとする。

- 3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、後納とすることができる。

(利用料金の減免)

- 第13条 指定管理者は、規則で定めるとき又は公益上必要があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の返還)

- 第14条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるとき又は必要があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(入館の制限等)

- 第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、余熱利用施設への入館を制限し、又は退館させることができる。

- (1) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 余熱利用施設の施設、附属設備、備品等（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、余熱利用施設の管理運営上支障が生じるおそれがあるとき。

(原状回復の義務)

- 第16条 使用者は、余熱利用施設の使用を終了したとき（第11条の規定により使用の許可の取消し又は停止があったときを含む。）は、直ちに原状に復さなければならない。

- 2 前項の規定による原状回復に要する経費は、使用者の負担とする。

(損害賠償)

- 第17条 故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の事情があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

- 第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和11年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 市長は、この条例の施行の前においても、余熱利用施設の使用の許可その他の手続に関し必要な準備行為をすることができる。

別表

1 温水プール利用料金

使用区分	単位	金額
一般	2時間以内	600円
65歳以上		400円
小中学生（義務教育学校の児童生徒を含む。以下同じ。）		300円
未就学児		無料

備考

- 1 この表において「2時間以内」とは、同一の日における開館時間内での連続した2時間以内の使用をいう。
- 2 次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める額（その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）の範囲内において、市長の承認を得て指定管理者が定める額を利用料金の額に加算する。
  - (1) 本市に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者以外の者が使用する場合 利用料金の額に100分の40を乗じて得た額
  - (2) 使用の許可を受けた時間を超過して使用する場合 超過して使用する時間2時間までごとに使用区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額（本市に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者以外の者が使用する場合にあっては、当該額に100分の40を乗じて得た額を加算した額）の2時間に相当する額

2 温浴施設利用料金

使用区分	単位	金額
一般	3時間以内	720円
65歳以上		480円
小中学生		360円
未就学児		無料

備考

- 1 この表において「3時間以内」とは、同一の日における開館時間内での連続した3時間以内の使用をいう。
- 2 次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める額（その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）の範囲内において、市長の承認を得て指定管理者が定める額を利用料金の額に加算する。
  - (1) 本市に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者以外の者が使用する場合 利用料金の額に100分の40を乗じて得た額
  - (2) 使用の許可を受けた時間を超過して使用する場合 超過して使用

する時間3時間までごとに使用区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額（本市に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者以外の者が使用する場合にあっては、当該額に100分の40を乗じて得た額を加算した額）の3時間に相当する額

### 3 トレーニング室利用料金

使用区分	単位	金額
一般	2時間以内	600円
65歳以上		400円

#### 備考

- 1 この表において「一般」とは、15歳に達する日後の最初の4月1日から65歳に達する日までの間にある者をいう。
- 2 この表において「2時間以内」とは、同一の日における開館時間内での連続した2時間以内の使用をいう。
- 3 次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める額（その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）の範囲内において、市長の承認を得て指定管理者が定める額を利用料金の額に加算する。
  - (1) 本市に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者以外の者が使用する場合 利用料金の額に100分の40を乗じて得た額
  - (2) 使用の許可を受けた時間を超過して使用する場合 超過して使用する時間2時間までごとに使用区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額（本市に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者以外の者が使用する場合にあっては、当該額に100分の40を乗じて得た額を加算した額）の2時間に相当する額

### 4 多目的室利用料金

使用区分	単位	金額
専用使用（1室につき）	1時間	420円

#### 備考

- 1 この表において「1時間」とは、同一の日における開館時間内での連続した1時間の使用をいう。
- 2 次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める額（その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）の範囲内において、市長の承認を得て指定管理者が定める額を利用料金の額に加算する。
  - (1) 本市に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者以外の者が使用する場合 利用料金の額に100分の40を乗じて得た額
  - (2) 使用の許可を受けた時間を超過して使用する場合 超過して使用する時間1時間までごとに使用区分の欄の区分に応じ、それぞれ金

額の欄に定める額（本市に住所を有し，又は勤務し，若しくは通学する者以外の者が使用する場合にあっては，当該額に100分の40を乗じて得た額を加算した額）の1時間に相当する額

- 3 利用料金及びこれに加算する額には，冷暖房設備の利用料金が含まれるものとする。

5 遊具広場利用料金

使用区分	単位	金額
小学生以下	1人1回	50円
保護者		100円

備考

- 1 この表において「1回」とは，同一の日における開館時間内での連続した使用をいう。
- 2 次に掲げる場合にあっては，それぞれに定める額（その額に10円未満の端数があるときは，これを四捨五入した額）の範囲内において，市長の承認を得て指定管理者が定める額を利用料金の額に加算する。
  - (1) 本市に住所を有し，又は勤務し，若しくは通学する者以外の者が使用する場 利用料金の額に100分の100を乗じて得た額
  - (2) 使用する日が土曜日，日曜日又は休日に当たる場合 利用料金の額（本市に住所を有し，又は勤務し，若しくは通学する者以外の者が使用する場合にあっては，当該額に100分の100を乗じて得た額を加算した額）に100分の100を乗じて得た額

6 多目的広場利用料金

使用区分	単位	金額
専用使用	1時間	無料

備考 この表において「1時間」とは，同一の日における開館時間内での連続した1時間の使用をいう。



議案第14号

成田市霊柩車の運行及び祭具の貸出しに関する条例を廃止するについて

成田市霊柩車の運行及び祭具の貸出しに関する条例（平成4年条例第35号）を次のように廃止する。

令和8年2月20日提出

成田市長 小 泉 一 成

## 成田市霊柩車の運行及び祭具の貸出しに関する条例を廃止する条例

成田市霊柩車の運行及び祭具の貸出しに関する条例（平成4年条例第35号）は、廃止する。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の成田市霊柩車の運行及び祭具の貸出しに関する条例の規定により霊柩車又は祭具の使用の許可を受けた者については、同条例第7条及び第8条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

議案第15号

成田市企業立地促進条例の一部を改正するについて

成田市企業立地促進条例（平成18年条例第35号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月20日提出

成田市長 小 泉 一 成

## 成田市企業立地促進条例の一部を改正する条例

成田市企業立地促進条例（平成18年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「事業の用に供する施設」の次に「（大栄物流団地，野毛平工業団地，豊住工業団地又は大栄工業団地の区域以外の区域にあつては，規則で定める事業の用に供するものに限る。）」を加え，同号イ中「施設」の次に「。ただし，地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。）第13条第4項の規定により千葉県知事の承認を受けた同条第1項に規定する地域経済牽引事業計画に基づいて設置されたものを除く。」を加え，同条第8号中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）」を「地域未来投資促進法」に改め，同号に次のただし書を加える。

ただし，規則で定める事業を行う者を除く。

第2条中第8号を第15号とし，同条第7号中「工場等」を「工場又は事業所」に改め，同号を同条第13号とし，同号の次に次の1号を加える。

(14) 賃借料 市内の土地又は建物の賃借に要する1月当たりの費用（敷金，礼金，保証金，権利金，不動産仲介手数料，火災保険料，清掃費，消費税及び地方消費税に相当する額その他直接土地又は建物の賃借に要しない費用を除く。）をいう。

第2条中第6号を第12号とし，第5号を第10号とし，同号の次に次の1号を加える。

(11) 特例事業者 地域未来投資促進法第4条第6項の規定により主務大臣の同意を得た同条第1項に規定する基本計画のうち規則で定めるものであって，当該基本計画に定める同条第2項第3号に規定する事業内容に係る事業のうち規則で定めるもの（以下「牽引事業」という。）又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第2条第2項に規定する特定事業のうち同項第1号に掲げる事業（以下「特区事業」という。）を行う者（当該者と一体的に牽引事業又は特区事業を行う者として市長が認めるものを含む。）

第2条第4号中「市内に工場等」を「市内に工場又は事業所」に，「当該工場等の」を「当該工場又は事業所の」に，「当該工場等を」を「工場等を」に

改め、「償却資産を」を削り、同号を同条第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (8) 取得 土地、家屋若しくは償却資産を新たに所有し、又は工場等の新設若しくは増設に伴い本市の区域外から本市の区域内へ償却資産を移設することをいう。
- (9) 賃借 市内の土地又は建物に係る賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を受けることをいう。

第2条第3号中「工場又は事業所（以下「」を削り、「」という。）を設置」を「を整備（工場又は事業所に係る家屋を含めて整備する場合に限る。）し、かつ、取得」に改め、同号を同条第6号とし、同条第2号の次に次の3号を加える。

- (3) 社員寮 常用雇用者の福利厚生を図る目的で取得し、又は賃借する住居（当該住居に附属する駐車場（当該住居に居住する常用雇用者が使用する自動車等の駐車のために供するものに限る。）を含む。以下同じ。）であって、次のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 社員寮を取得し、又は賃借する事業者又は特例事業者がこれらの者の常用雇用者のために供用を開始するものであること。
  - イ 1棟以上であり、かつ、住居に係る部分が30戸以上であること。
- (4) 工場等 工場、事業所又は社員寮をいう。
- (5) 本社 企業の管理支配に関する業務（同一の場所で他の業務が行われている場合を含む。）が行われている工場又は事業所であって、市内に本店の所在地があるものをいう。

第3条第1項中「又は第9条」を「、第9条又は第11条」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 賃借型企业立地奨励金

第3条第2項を次のように改める。

- 2 前項に掲げる奨励金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付しない。
  - (1) 前項第1号又は第2号（第6条第2項第1号の規定により交付する奨励金に限る。以下この号において同じ。）に掲げる奨励金の交付を受けた者（前項第1号に掲げる奨励金にあっては、当該者と子会社等の関係を有する者が既に同号又は同項第2号に掲げる奨励金の交付を受けた場合を含む。）が同項第1号又は第2号に掲げる奨励金を受けようとする場合
  - (2) 前項第2号（第6条第2項第2号の規定により交付する奨励金に限る。

以下この号において同じ。)に掲げる奨励金の交付を受けた者が前項第2号に掲げる奨励金を受けようとする場合

(3) 前項第1号又は第3号に掲げる奨励金の交付を受けた者が新設し、又は増設した工場又は事業所を当該者と子会社等の関係を有する者が賃借した場合であって、当該者と子会社等の関係を有する者が同項第4号に掲げる奨励金を受けようとする場合

(4) 前項第4号に掲げる奨励金の交付を受けた者が同号に掲げる奨励金を受けようとする場合

第3条に次の1項を加える。

3 第1項に掲げる奨励金は、指定事業者が国等から補助金等の交付を受けている場合にあつては、奨励金の額から当該補助金等の額を差し引いた額を当該指定事業者に交付するものとする。

第4条第1項中「納税」を「の納税額」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該年度の固定資産税の納税額に相当する金額が5億円を超える場合にあつては、当該年度について5億円を限度とする。

第4条第2項中「工場等が」を「工場又は事業所が」に改め、「5年間」の次に「(誘致奨励金の交付の対象が工場等に係る償却資産である場合にあつては、3年間)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、新設に伴う工場等操業開始日において社員寮を取得していない場合にあつては、誘致奨励金(社員寮の土地、家屋及び償却資産に係るものに限る。)の交付の対象となる期間について、新設に伴う工場等操業開始日の翌日から2年を経過する日が属する年の4月1日から起算して5年間(誘致奨励金の交付の対象が社員寮に係る償却資産である場合にあつては、3年間)とすることができる。

第4条第3項中「完納」を「完納した」に改める。

第5条第1号中「工場又は事業所のうち規則で定める事業の用に供する施設(以下「投資型対象施設」という。)の新設をすること。ただし、次のいずれかの区域にあつては、」を削り、同号アからエまでを削り、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 社員寮を取得する場合にあつては、新設に伴う工場又は事業所が操業を開始する日の1年前の日から、新設に伴う工場等操業開始日の翌日から1

年を経過する日が属する年の12月31日までの間に社員寮の供用を開始すること。

第5条に次の1号を加える。

- (6) 誘致奨励金の交付の趣旨に従って市長が定める必要な措置を講ずるよう努めること。

第6条第1項中「規則で定める日において」を削り、「1年以上継続して本社（当該企業の管理支配に関する業務が行われている事業所をいう。以下同じ。）で雇用されている常用雇用者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 規則で定める日において、1年以上継続して本社で雇用されている常用雇用者  
(2) 規則で定める日において、1年以上継続して市内の工場又は事業所で雇用されている常用雇用者

第6条第2項を次のように改める。

2 雇用奨励金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度として、交付することができる。この場合において、雇用奨励金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれにも該当するときは、いずれか一方のみを交付するものとする。

- (1) 雇用奨励金の交付を受けようとする者が市内に本社を新たに設置し、かつ、前項第1号に掲げる常用雇用者がいる場合 規則で定める算定方法により算定した正規雇用者（常用雇用者のうち雇用期間の定めがないもの（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第1項に規定する短時間労働者を除く。）をいう。以下同じ。）及び非正規雇用者（常用雇用者のうち正規雇用者以外の者をいう。以下同じ。）の数に正規雇用者にあつては1人につき10万円、非正規雇用者にあつては1人につき5万円として算定した額  
(2) 雇用奨励金の交付を受けようとする者が市内に社員寮を新たに取得し、又は賃借し、かつ、前項第2号に掲げる常用雇用者が当該社員寮に居住する場合 規則で定める算定方法により算定した正規雇用者及び非正規雇用者の数に正規雇用者にあつては1人につき10万円、非正規雇用者にあつては1人につき5万円として算定した額

第6条第3項中「本社が操業を開始した日（以下「本社操業開始日」という。）以後1年を経過する日から起算して5年間」を「次の各号に掲げる区分

に応じ、当該各号に定める期間」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 前項第1号に掲げる場合 本社が操業を開始した日（以下「本社操業開始日」という。）以後1年を経過する日から起算して5年間
- (2) 前項第2号に掲げる場合 社員寮の供用を開始した日（以下「社員寮供用開始日」という。）以後1年を経過する日から起算して5年間

第6条第4項中「完納」を「完納した」に改める。

第7条中「本社操業開始日」の次に「又は社員寮供用開始日」を加え、同条第1号を次のように改める。

- (1) 次に掲げる区分に応じ、次に定める要件を備えること。
  - ア 前条第2項第1号に掲げる場合 常用雇用者を30人（中小企業者にあつては、15人）以上雇用していること。
  - イ 前条第2項第2号に掲げる場合 次に掲げる区分に応じ、次に定める要件を備えること。
    - (ア) 工場等の新設に伴って社員寮を取得し、又は賃借する場合 第5条第1号に該当し、かつ、常用雇用者を新たに30人（中小企業者にあつては、15人）以上雇用すること。
    - (イ) 工場等の増設に伴って社員寮を取得し、又は賃借する場合 第9条第1号、第3号及び第4号に該当し、かつ、常用雇用者を新たに30人（中小企業者にあつては、15人）以上雇用すること。
    - (ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、特例事業者が社員寮を取得し、又は賃借する場合 常用雇用者を30人（中小企業者にあつては、15人）以上雇用していること又は常用雇用者を新たに30人（中小企業者にあつては、15人）以上雇用すること。

第7条第2号中「事業所」を「工場等」に改め、同条に次の1号を加える。

- (4) 雇用奨励金の交付の趣旨に従って市長が定める必要な措置を講ずるよう努めること。

第8条第1項中「納税」を「の納税額」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該年度の固定資産税の納税額に相当する金額が5億円を超える場合にあっては、当該年度について5億円を限度とする。

第8条第2項中「を開始した日（）」を「又は供用（社員寮に係るものに限る。）を開始した日（）」に、「工場等操業開始日」を「工場等操業等開始日」

に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、増設に伴う工場等操業等開始日において社員寮を取得していない場合にあっては、再投資奨励金（社員寮の土地、家屋及び償却資産に係るものに限る。）の交付の対象となる期間について、増設に伴う工場等操業等開始日の翌日から2年を経過する日が属する年の4月1日から起算して3年間とすることができる。

第8条第3項中「完納」を「完納した」に改める。

第9条中「工場等操業開始日に」を「工場等操業等開始日に」に改め、同条第1号中「工場又は投資型対象施設」を「工場等」に改め、同号ただし書を削り、同条第2号中「操業」の次に「又は供用（社員寮に係るものに限る。）」を加え、同条第4号中「工場等操業開始日まで」を「工場等操業等開始日まで」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 社員寮を取得する場合にあっては、増設に伴う工場等が操業又は供用（社員寮に係るものに限る。）を開始する日の1年前の日から、増設に伴う工場等操業等開始日の翌日から1年を経過する日が属する年の12月31日までの間に社員寮の供用を開始すること。

第9条に次の1号を加える。

- (8) 再投資奨励金の交付の趣旨に従って市長が定める必要な措置を講ずるよう努めること。

第13条を第16条とする。

第12条第1項中「操業状況」を「操業又は供用の状況」に改め、同条を第15条とし、第11条を第14条とする。

第10条中「若しくは再投資奨励金」を「，再投資奨励金若しくは賃借型企業立地奨励金」に改め、同条後段中「又は再投資奨励金」を「，再投資奨励金又は賃借型企業立地奨励金」に改め、同条第1号中「第7条各号」の次に「，第9条各号」を加え、同条第2号中「操業」の次に「又は供用」を加え、同条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定に係る社員寮について、指定事業者が当該指定事業者の常用雇用者の福利厚生を図るために当該社員寮を供用していないとき。

(4) 指定事業者が誘致奨励金若しくは再投資奨励金に係る工場等の固定資産又は賃借型企業立地奨励金に係る土地若しくは建物の賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利（以下「対象資産等」という。）を、市長の承認を受けないで奨励金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供すること（以下「処分等」という。）をしたとき。

第10条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

（財産の処分の制限）

第13条 指定事業者は、対象資産等を市長の承認を受けないで奨励金の交付の目的に反して処分等をしてはならない。ただし、指定事業者が交付された奨励金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は奨励金の交付の目的及び当該対象資産等の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

第9条の次に次の2条を加える。

（賃借型企業立地奨励金の交付）

第10条 賃借型企業立地奨励金は、工場又は事業所の新設又は増設の際に新たに市内の土地又は建物（社員寮に係るものを除く。）に係る賃貸借契約を締結し、かつ、当該賃貸借契約に基づき賃借料を支払った場合において、次項の期間内の使用に係る賃借料の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）について、500万円（工場又は事業所における常用雇用者数が50人以上である場合にあっては、1,000万円）を限度として、交付することができる。ただし、当該賃貸借契約が工事等のために一時的に使用するものに係るものである場合には、賃借型企業立地奨励金を交付しない。

2 賃借型企業立地奨励金の交付の対象となる期間は、新設に伴う工場等操業開始日又は増設に伴う工場等操業等開始日から起算して1年間とする。

3 賃借型企業立地奨励金は、当該年度の市税等を完納した後に交付する。

4 当該年度の市税等を当該年度末までに完納しないときは、当該年度の賃借型企業立地奨励金は、交付しない。

（賃借型企業立地奨励金に係る事業者の指定等）

第11条 賃借型企業立地奨励金の交付を受けようとする者は、新設に伴う工場等操業開始日又は増設に伴う工場等操業等開始日において、次に掲げる要件を備えるものとして、あらかじめ市長の指定を受けなければならない。

(1) 特例事業者であること。

(2) 法令等に定める公害等の発生防止の措置がなされ、かつ、周辺環境に十分な配慮がなされた工場又は事業所であること。

- (3) 市税等を完納していること。
- (4) 賃借型企業立地奨励金の交付の趣旨に従って市長が定める必要な措置を講ずるよう努めること。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の第2条から第9条までの規定は、この条例の施行の日以後に行われる指定（改正後の第5条、第7条又は第9条に規定する指定をいう。）の申請に係る誘致奨励金（改正後の第3条第1項第1号に規定する誘致奨励金をいう。）、雇用奨励金（同項第2号に規定する雇用奨励金をいう。）又は再投資奨励金（同項第3号に規定する再投資奨励金をいう。）の交付について適用し、同日前に行われた指定（この条例による改正前の成田市企業立地促進条例（以下「改正前の条例」という。）第5条、第7条又は第9条に規定する指定をいう。）の申請に係る誘致奨励金（改正前の条例第3条第1項第1号に規定する誘致奨励金をいう。）、雇用奨励金（同項第2号に規定する雇用奨励金をいう。）又は再投資奨励金（同項第3号に規定する再投資奨励金をいう。）の交付については、なお従前の例による。



議案第16号

成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例の一部を改正する  
について

成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例（平成12年条例第  
43号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月20日提出

成田市長 小 泉 一 成

## 成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例の一部を改正する 条例

成田市公設地方卸売市場の設置及び業務に関する条例（平成12年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（取扱品目）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第3条の2 市長は、前条の取扱品目に食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等（以下「指定飲食料品等」という。）が含まれるときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該指定飲食料品等を公表するものとする。ただし、市場において取扱予定がないものを除く。

第45条の次に次の1条を加える。

（食品等持続的供給法に係る公表）

第45条の2 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

- (1) 第3条の2本文の規定により公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標
- (2) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第17号

成田市営住宅条例の一部を改正するについて

成田市営住宅条例（平成9年条例第27号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月20日提出

成田市長 小 泉 一 成

## 成田市営住宅条例の一部を改正する条例

成田市営住宅条例（平成9年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1中借上げによる一般市営住宅の項橋賀台団地の目の次に次のように加える。

加良部五丁目団地	成田市加良部5丁目3番地， 4番地及び14番地
----------	----------------------------

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

#### （準備行為）

- 2 市長は、この条例の施行の日前においても、成田市営住宅条例第8条第2項の規定による決定その他の手続に関し必要な準備行為をすることができる。

議案第18号

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に  
関する条例を制定するについて

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に關す  
る条例を次のように制定する。

令和8年2月20日提出

成田市長 小 泉 一 成

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に  
関する条例

(成田市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 成田市水道事業の設置等に関する条例(昭和42年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(成田市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 成田市下水道事業の設置等に関する条例(平成30年条例第41号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(成田市農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 成田市農業集落排水事業の設置等に関する条例(令和5年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議案第19号

成田市火災予防条例の一部を改正するについて

成田市火災予防条例（昭和36年条例第22号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月20日提出

成田市長 小 泉 一 成

## 成田市火災予防条例の一部を改正する条例

成田市火災予防条例（昭和36年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という）を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
  - (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。
- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6の2) 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。



議案第21号

成田市余熱利用施設整備運営事業事業契約の締結について

下記のとおり事業契約を締結する。

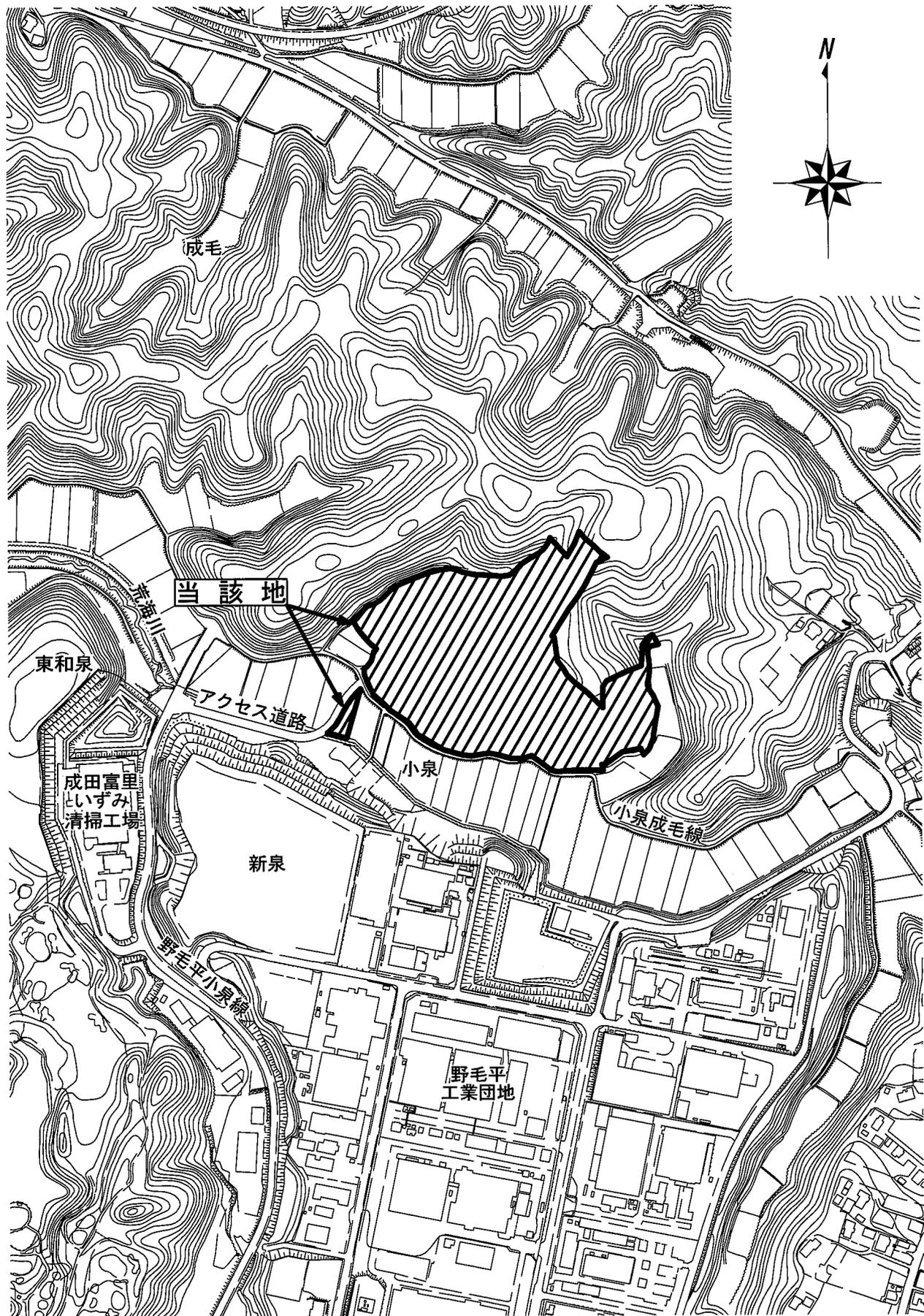
令和8年2月20日提出

成田市長 小 泉 一 成

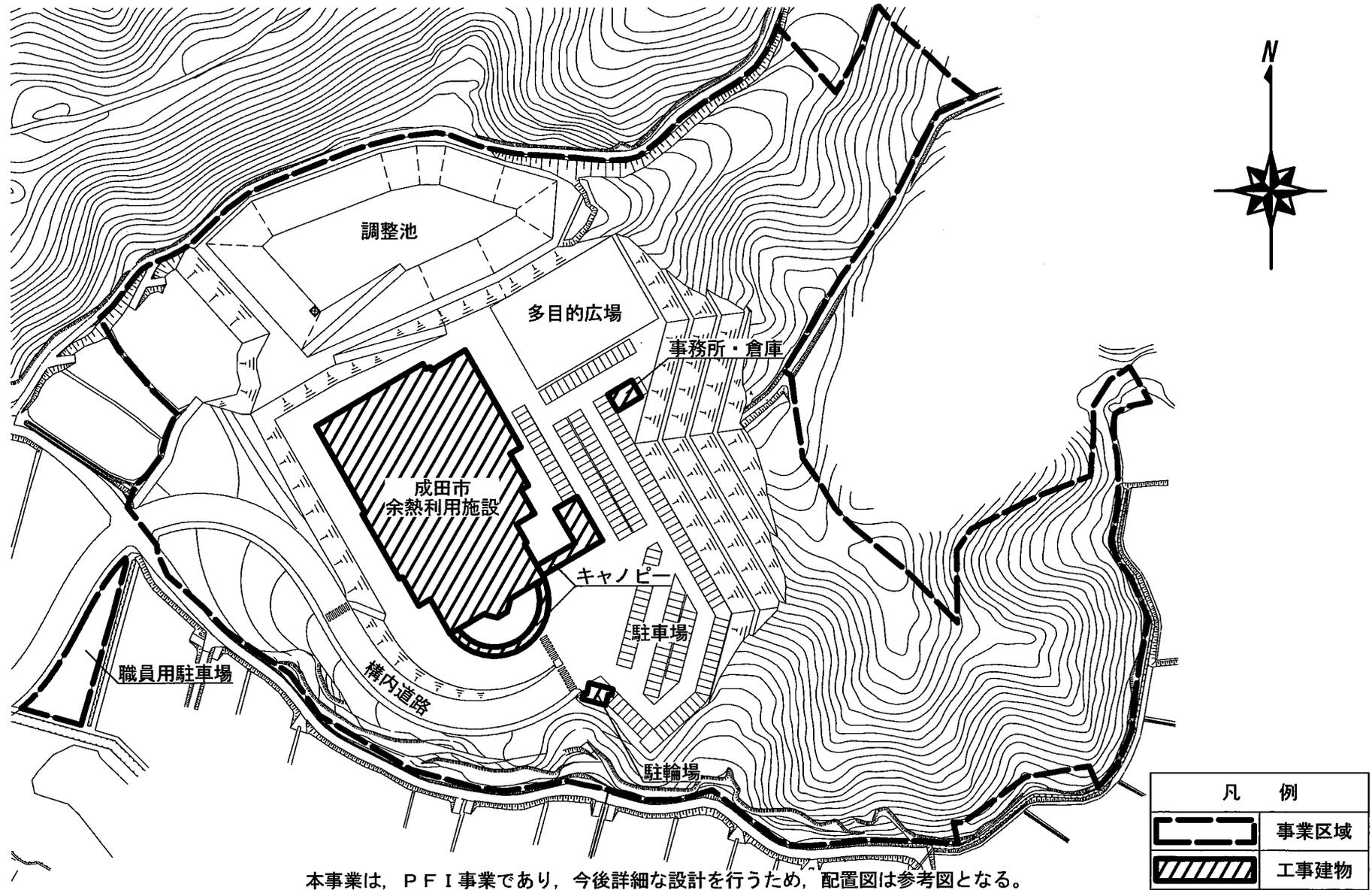
記

- 1 契約の目的 成田市余熱利用施設整備運営事業
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札（総合評価方式）
- 3 契 約 金 9, 105, 487, 862円
- 4 契 約 期 間 契約締結の日から令和26年3月31日まで
- 5 契約の相手方 千葉県成田市花崎町943番地1  
PFI成田スマートウェルネス株式会社  
代表取締役 浅 越 裕 介

# 位置図



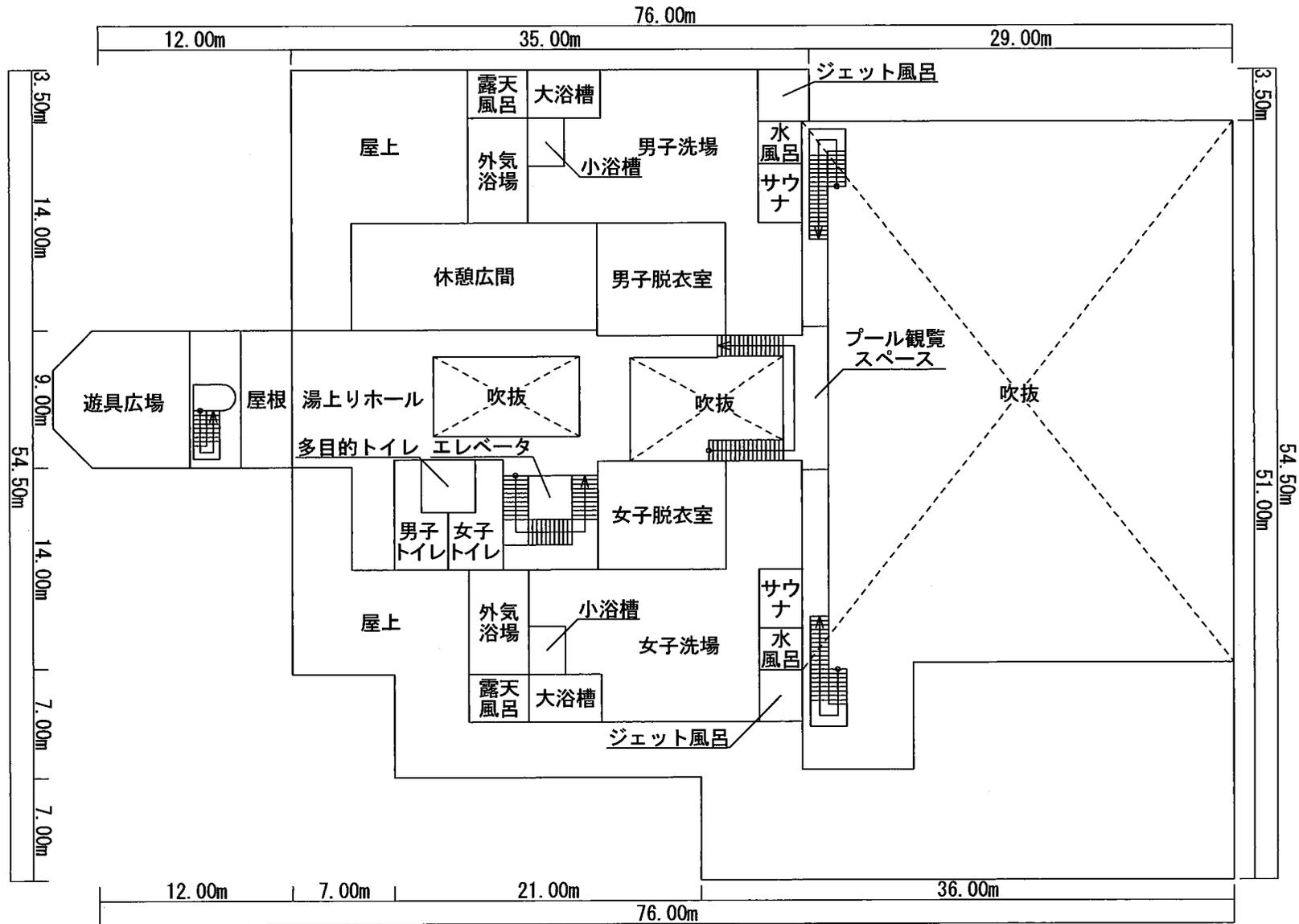
# 配置図



本事業は、PFI事業であり、今後詳細な設計を行うため、配置図は参考図となる。



# 平面図(2階)



本事業は、PFI事業であり、今後詳細な設計を行うため、平面図は参考図となる。

2階床面積：1,207.40㎡程度

# 平面図（地下1階）

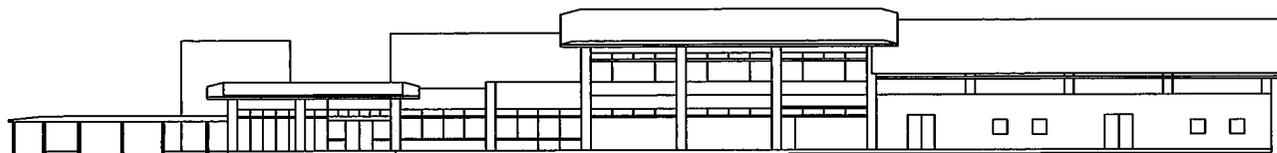


本事業は、PFI事業であり、今後詳細な設計を行うため、平面図は参考図となる。

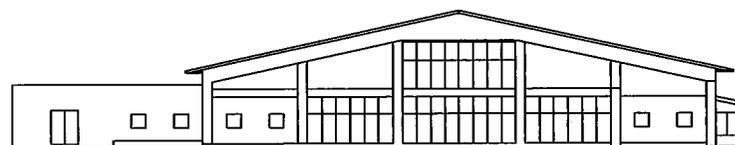
地下1階床面積：112.50㎡程度



南側立面図



東側立面図



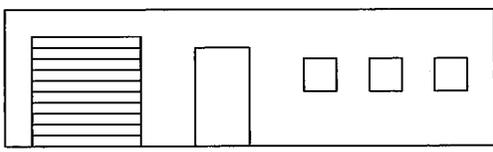
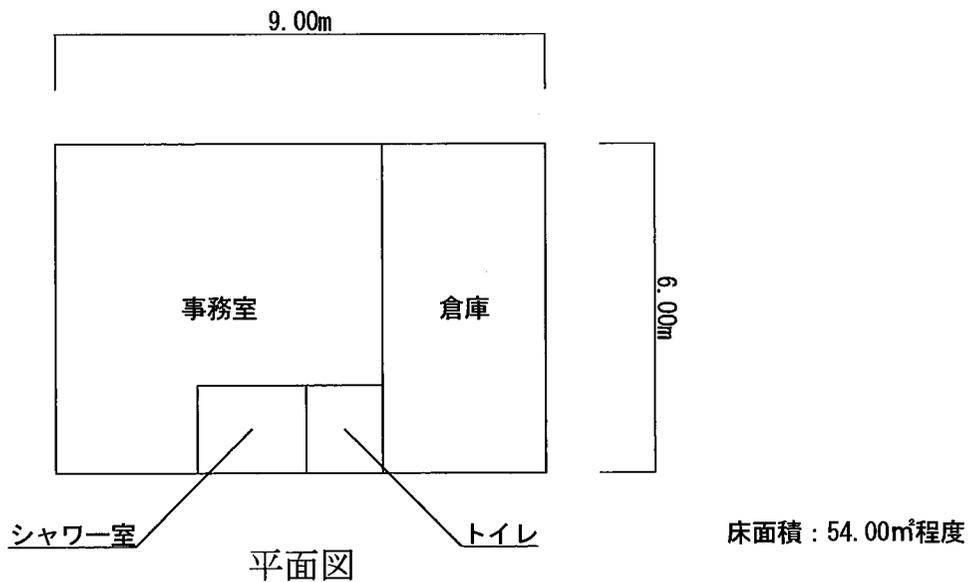
北側立面図



西側立面図

本事業は、PFI事業であり、今後詳細な設計を行うため、立面図は参考図となる。  
キャンピートについては、現時点で設計を行っていないため、一部省略している。

# 事務所・倉庫 平面図・立面図



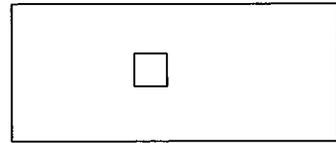
北側立面図



南側立面図



西側立面図



東側立面図

本事業は、PFI事業であり、今後詳細な設計を行うため、平面図・立面図は参考図となる。

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定する。

令和8年2月20日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称  
成田市余熱利用施設
- 2 指定管理者となる団体の名称  
P F I 成田スマートウェルネス株式会社
- 3 指定の期間  
令和11年10月1日から令和26年3月31日まで